

こどもエコすまい支援事業に関する
事務事業を実施する者に対する補助事業についての公示

令和4年11月11日
国土交通省住宅局長 塩見 英之

次のとおり、こどもエコすまい支援事業に関する事務事業を実施する者に対する補助事業について公示します。

なお、当該事業については令和4年度補正予算（第2号）成立後において、事業を円滑に開始できるよう、成立前に事務事業を実施する者に対する補助事業について公示するものです。このため、予算の成立が前提であり、かつ、今後内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承下さい。

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

本事業は、こどもエコすまい支援事業を行う者に補助金を交付する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、こどもエコすまい支援事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

※本公募は、「こどもエコすまい支援事業」による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等の提案の公募ではなく、交付申請等の事務事業を実施する者の公募です。

(2) 事業内容

こどもエコすまい支援事業に関する以下の事務

- 事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供
- オンラインによる事業者登録や交付申請のためのシステム構築
- 補助金の交付申請に係る審査及び交付決定
- 完了実績報告に係る審査、補助金額の決定
- 補助金支払いの実施
- 事業に係る相談の受付
- 他事業*との連携体制の構築 等

*住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等（経済産業省・環境省）及び高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省）

(3) 事業期間

令和4年度から令和5年度

2. 補助対象事業者に関する要件

- (1) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な実施体制

を有していること。

- (3) 事業の実施方針、事業のフロー、事業工程計画を具体的に示す能力を有すること。
- (4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (5) 補助事業で知り得た情報の秘密の保持を厳守する体制を有すること。
- (6) 外部監査等により、事業の特徴を踏まえ発生しうる問題点への対応方法等に対し有効な指導・監督を受けることができる体制を有すること。

3. 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

①説明書の交付期間

令和4年11月11日（金）から令和4年12月5日（月）12時00分まで

②説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め④に記載の担当まで事前連絡を行い、手交又は電子メールにより交付

③提案書の提出期限

令和4年12月5日（月）12時00分まで

④提案書の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 大貫 天艸

電話 03-5253-8111（内線 39-435, 39-421）

電子メール ohnuki-e23e@mlit.go.jp, amakusa-h2q4@mlit.go.jp

(2) 公募説明会の日時及び場所

日時：令和4年11月17日（木）10時00分から

場所：WEB 開催※

※ 参加希望者は事前に（1）④に記載の連絡先に参加申込が必要です。

(3) 提案書の提出方法

上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は15部、電子メールの場合は1部。（電子メールの場合には別途電話での連絡により着信を確認すること。）

4. 補助金交付候補者の選定方法

「子どもエコすまい支援事業に関する事務事業を実施する者に対する補助事業についての説明書」に基づき提出された提案書等について、第三者の有識者で構成される外部評価委員会で審査を行い、上記2の要件を満たし、本事業を適確に実施するうえで十分な能力等を有し、かつ、最も優れた提案者と評価される者を1者選定し、補助金交付候補者とする。審査は、原則として応募書類に基づいて行うが、必要に応じて提案者から提案内容について評価委員会でプレゼンして頂く場合がある。その場合、提案者は12月12日16時よりオンラインにて提出した提案内容のプレゼンを行うものとする。

5. その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3.(1)④と同じである。
- (2) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わないこととする。
- (3) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (4) 採択された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書も返却は行わない。